

# 過疎地域における固定資産税の課税免除制度のお知らせ

過疎地域の産業振興を図るため、宮津市内において令和3年4月1日以降に、一定の事業用資産を取得した特定の事業所・法人に対し、固定資産税を最大3年間免除します。

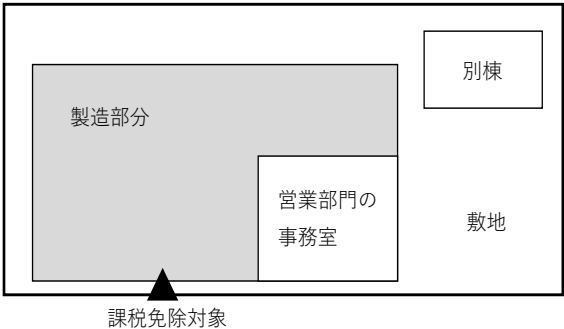
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（インターネットサービス業、通信販売、市場調査等）で、青色申告をしている事業所又は個人
対象設備	新增設した設備に係る建物、償却資産（機械・装置）、土地 ※取得又は製作若しくは建設（建物については増築、改築、修繕又は模様替えの工事による取得又は建設） ※資本金 5,000 万円超の法人は新設・増設のみ
要件	取得価額の合計額が 500 万円以上 ※製造業、旅館業については、資本金 5,000 万円超の場合は取得価額が 1,000 万円以上、資本金 1 億円超の場合は取得価額が 2,000 万円以上
免除期間	課税免除を行った年度から最大3か年
適用期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの取得に限る

※既存施設の取替又は更新のために生産設備等の増設をした場合で、それにより生産能力、処理能力がおおむね 30%以上増加した部分については、新增設とみなします。

## 建 物

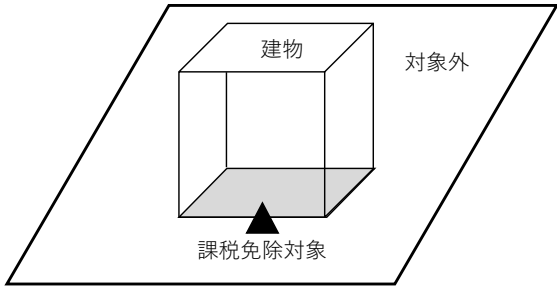
- ・営業部分など製造に関係のない部分については対象外となります。

（製造業の場合）



## 土 地

- ・取得の日（契約日）の翌日から起算して、1年以内に家屋の建設着手があった場合に限り、対象外に限りません。
- ・事業の用に供されている部分で、対象家屋の垂直投影部分に限りません。



## お 問 合 せ

（固定資産税に関すること） 宮津市 市民環境部 税務・国保課 税務係 Tel0772-45-1612  
 （企業立地支援に関すること） 産業経済部 商工観光課 商工係 Tel0772-45-1663